

# 經濟論叢

第十四卷 第一號

---

概念としての帝国主義……………	静 田 均	1
租税と利潤の費用化……………	島 恭 彦	18
社会保険概念についての一考察……………	与 田 柁	25
ドイツ民主共和国における社会主義		
工業管理制度の発展について……………	金 鍾 碩	44
課業設定の評価……………	小野寺 孝 一	61
アメリカの産業構造と八大財閥の変遷		
……………	金 田 重 喜	72
社会主義再生産の特有法則と経済的範疇(-)		
……………	長 砂 実	93
書 評		
F. E. ハイド『ブルー・ファネル』……………	山 田 浩 之	104
京大経済学部創立四十周年記念記事……………		109

---

昭和三十四年七月

京 都 大 學 經 濟 學 會

## ドイツ民主共和国における

## 社会主義工業管理制度の発展について

金 鍾 碩

P・スライジは彼の論文「ネーゴスラヴィアの実験」の結論的箇所においてつぎのように述べている。「一國の經濟が高度に發展していればいるほどそれは地方分権化された、かつ官僚主義が排除された計画化制度の下でうまくゆくだろう………たしかにある國がおくれているほど急速な發展がますます必要となるのであって、このことは中央集権化された計画化をも行政的管理方法をも必要とするようにみえる。しかしそれがより高い段階に到達したときには前進の速度をゆるめ、かつ社会生活の質的側面にますます集中することをゆるしうるのである」と

ところで社会主義の國家・經濟管理の基本原則は言うまでもなく民主主義的中央集権主義であつて、この原則は國家・經濟管理において勤勞者のイニシアティヴと活動性を最もよく展開

さすための可能性を与え、かつそのもとで管理仕事の政治的並びに經濟的統一が實現される。したがつてそれは当然その過度の中央集権主義をも（これはしばしば勤勞大衆の創造的タレントを圧殺する）、官僚主義的中央集権主義をも排除するし、さらにそのもとでは、ブルジョアの意味での自治（Autonomie oder Selbstverwaltung）は問題にすらならない。國家・經濟管理におけるこの原則の要求は全國的かつ最も根本的な諸問題に対する中央の國家管理諸機關による統一の指導並びに統制及び作業・經營上の個々の問題に対する企業の自主的管理である。それ故に中央の諸機關は何によりもまず社会主義のもとで作用する經濟的諸法則に依拠して、國民經濟の均衡的發展過程とその拡大再生産過程とを保証し管理しなければならない。このような任務を十分に遂行しうるためには、それははるかな諸問題例えば企業の經濟活動の組織にはできるだけ立ち入ることとを避け、企業にそのための自主性を付与することによつて、そ

れらから解放されていることが必要である。ここから出てくることは國家機構と經濟管理組織はできるだけ簡單化し、不必要な中間環（これは必ず管理仕事において圖式主義並びに官僚主義にみちびく）はすべて除去しなければならぬということである。なるほど社会主義建設の歴史的諸經驗は、たしかに國の急速な社会主義的工業化の時期には國家・經濟管理において過度の中央集権主義が存在していたということを示している。

だがしかしその際当該國でのそれまでの特殊歴史的並びに社会的發展狀態並びに當時の國際的諸關係を考慮に入れるべき必要があるとすれば、社会主義的國家・經濟管理の基本原則である民主主義的中央集権主義には官僚主義が必然的につきまとうかのように論じたり、また國家の《經濟的》管理と《行政的》管理とを対立させて論じたりするのはマルクス・レーニン主義理論とは無縁である。さいきんソ連をはじめとして社会主義諸國で実施されている國家機構と經濟管理組織の改善をブルジョアの意味での地方分権化 (Dezentralisierung) という概念で特徴づけようとするならば、それはW・ヴァイヘルトも云うように「事の本質の歪曲」を意味するであらう。貧困と搾取のくびきから永遠に解放された社会主義のもとでは、勤労大衆は彼らの生活水準を絶えず向上させるための前提条件として國民經濟の急速な發展に極めて大きな関心をもっている。さして社会主義建設での彼らの意識の絶えざる昂揚は社会主義國家・經濟管

理組織とその仕事方法の絶えざる完成を要求している。したがって社会主義建設の一定の發展段階において有効でありえた管理組織も現實の發展にはや照応しえなくなる。それは新たに提起された諸任務に照らして改善されなければならない。このような改善は疑いもなくつぎの飛躍のための前提条件となる。われわれは以下において、ドイツ民主共和國における經濟管理制度の發展を、つぎの三つの時期に分けて、すなわち(一)復興期、(二)五ヶ年計画期及び(三)現在の時期に分けて考察しようとおもう。

(1) 《The Yugoslav Experiment》 *Monthly Review*, Vol. 9, 11, 1958, p. 373~374. 《世界》六月号、一九五八、一九〇頁、傍点引用者。

(2) F. Oelner は國民經濟の過度の中央集権的管理を固執してきびしく批判された。序いでに彼は政治局の規律の再三の違反と政治局集団への順応の拒絶とにより、一九五八年二月のドイツ社会統一党 (SED) 第三五回中央委総会によって政治局員としての彼の職能から解任されたということをつけ加えておこう。

(3) Friedrich, G. 《Zum Verhältnis zwischen der staatlichen Leitung und der Selbständigkeit der sozialistischen Industriebetriebe》, *Wirtschaftswissenschaft*, Heft 3, 1957, S. 364.

- (4) この点の批判については就中(2)の論文を見よ——Oelker, F., 《Staat und Ökonomie in Übergangsperiode》 und Thamm, J., 《Zur Diskussion über weitere Verbesserung der Leitung der volkseigenen Industrie》, *Wirtschaftswissenschaften*, Heft 3, 1957,
- (5) Weichel, W., 《Höhere Verantwortung der Örtlichen Staatsorgane》 *Neues Deutschland*, Berlin 22, 3, 1958. *Dokumentation der Zeit* Heft 171, 5, 8, 1958, S. 17.
- (6) Thamm, J., *Die Aufgaben und Prinzipien der Sozialistischen Leitung der Industrie* 1956, 及び Arnold, H./Borchert, H./Schmidt, J., *Ökonomie der sozialistischen Industrie in der DDR. Lehrbuch*, 1957, 及びこの国の工業管理組織の発展をさぐる四つの段階または時期に——すなわち(一)一九四五—四八年の時期、(二)四八—五〇年の時期、(三)五一—五五年の時期及び(四)第二次五ヶ年計画の始めの各時期に分けている。しかしこれらの著書はいづれも一九五八年二月以後に実施された管理機構の根本的改革以前に出たものであることに注意する必要がある。

## 二

復興期。戦争の終結とともにソビエトの占領地区(東独)ではソビエト軍政府(SMAD)最高指令官の命令第一二四号並び

に第一二六号によってナチ犯罪者並びに戦犯らの財産は差押えられ、軍政府当局の管理のもとにおかれた。しかし一九四五年七月にSMADの命令第九号によってその管理のもとにあった工業の再稼働が許され、さらに一九四六年五月二日には《差押財産のドイツ自治体への所有並びに利用のための引渡》にかんする命令第一五四号並びに第一八一号によって、これまでの差押財産は州その他の自治体に引渡されるようになりそしてこの命令の実施のための仕事の全管理と統制とはSMAD仕風の《差押委員会》に委譲された。

一九四六年六月三〇日にザクヤンの住民は人民投票によって《ナチ戦犯の所有する企業の人民の財産(Das Eigentum des Volkes)への引渡に関する法律》を決定した。当時ザクセンは人民の財産をつくり出した最初の州であったのだが、それはまた他の州や県においてこの種の問題の解決を促進した。こうして各州はさしあたって州所屬となった諸企業の商業及び人事管理を組織しなければならなかった。ところで戦後ただちにソビエト占領地区の各州では経済的並びに社会的生活の調整のために自治体がつくられていたのであって、一九四五年七月にはすでにSMADの命令によって州行政庁が設置された。その際各州の行政上の諸問題を統一的に調整するために中央行政庁も同時につくりられ、それには中央の工業管理課がぞくしていた。この州行政庁にはそれぞれの所轄の部があった。例えばザクセ

ン州では内務・人民教育部、農・商業・供給及び交通部、経済・労働部などがあって、このさいこの経済・労働部にはさらに労働局、石炭・発動機材料・エネルギー局、工業局などがあった。一九四六年の州議会の選挙後、州行政庁は州政府に変わったのだが各大臣の職務領域にはこれまでのそれぞれの所轄の部が照応するようになった。

ところで人民の所有に移された諸企業の組織形態は各州でそれぞれこととなっていた。例えばザクセン州では各企業は専門別に組織された《工業管理局》に総括されていたし、ザクセン・アンハルトでは《工業製作所》に結合されていた。当時殆んどすべての管理機能はこれらの《工業管理局》と《工業製作所》によって遂行されていたのだが、その管理には協議・統制機関として《管理会議》が付属し、それには労働組合が強力に参加していた。一九四八年に入るとともに中央の工業管理において大きな変化がおこった。すなわち一九四八年二月十二日付のMSADの命令第三二号に基づいて《ドイツ経済委員会》(DWK)がつくられたことよって、中央の工業指導と経済の統一的計画化のための前提がつくり出されるようになったのである。

《DWK》は議長一名、書記局員数名のほか、各総管理局の管理者たち、州の代表者及び自由ドイツ労働組合の代表者たちから成っていた。そしてそれには、七(後に一八)の総管理局(DIV)が所属し、これらの総管理局は《DWK》の一人の書記

局員によって総轄されていた。《DWK》にはさらに二・三の委員会、例えば統制委員会その他がぞくしていた。《DWK》の仕事の基礎は州の管理局と中央の管理局とのあいだの結合ということであった。三月三十一日の《DWK》の書記局会議において《差押委員会》の活動の終結にかんする決定がなされた。こうして四月一七日には差押処置の終結にかんするMSADの命令第六四号が発せられるようになり、つづいて四月二十三日付のMSADの命令第七六号にもとづいて人民財産の法登記がなされるに及び、ここに《人民所有諸企業連合》(VVB)が形成されるに至ったのである。この《連合》は独立の法人であって、それはそのもとに総括されている諸企業を管理し、これらの企業に対し包括的な指令権をもち、独立の法人としてこれらの企業と契約を結び、生産手段を取換え、そして幹部の投入などをおこなった。当時すべての企業は(一)中央の地区人民所有諸企業連合(VVB-Z)、(二)州人民所有諸企業連合(VVB-L)、及び(三)市町村または郡所属の自治体経営(KWU)のいずれかに総括されていた。各《連合》は生産的観点のもとに組織されていたのは云うまでもない。中央のそれらに対する指導と統制は《DWK》に付属している当該専門の総管理局がおこなっていたし、州のそれは州政府の経済省に付属していた。総管理局はその所属のもとにある中央の各《連合》の生産・金融計画を総括調整し、各《連合》において生じた損益の決済をおこな

た。《連合》は一人の総支配人によって管理されていて、管理局会議が協議機関として彼に付属していた。この会議には労働組合が決定的に参加していたのは云うまでもない。これらの《連合》や人民所有企業（VEB）には単独管理と個人責任性が義務づけられていたし、とくに《連合》には経済計算制のための活動が義務づけられ、独立の計算をもち、それに所属する諸企業の損益決算をおこなうことによつて弱体企業の安全性を確保することが出来たのである。一九四八年六月のSEDの党幹部会議で平和経済の復興二ヶ年計画が決定された。この計画はじつさいには期限前に超過達成された。そして翌年の一〇月七日にはドイツ民主共和国（DDR）が成立した。こうしてSMADの行政機能はDDRの臨時政府に移管され、それとともに《ソビエト管理委員会》が形成された。これまで《DWK》に付属していた各総管理局は臨時政府の各省に分割され、《DWK》の任務は臨時政府に引渡された。そして工業省が新たに形成された。工業省のもとには石炭・エネルギー、機械製作、冶金、軽工業及び化学などの各総管理局が形成されたが、これまでの中央管理の人民所有諸企業連合は依然としてこれらの総管理局に從属するようになったのである。さらに一九五〇年七月のSED第三回党大会では国民経済発展第一次五ヶ年計画（一九五一年～五五年）が決定された。この計画で提起された諸課題を成功的に達成するためには従来の管理組織では不十分であるという

ことが認められ、尙且それには多くの欠陥が存していることが指摘された。すなわち（一）工業省及び総管理局はそれらに所属する諸企業を人民所有諸企業連合という中間環を通して管理していたためにこれらの企業の発展に対する見通が明確でなかつたばかりか、管理仕事において官僚主義と図式主義にみちびいた、（二）一つの《連合》には多数の企業が総括されていたために総管理局は工業の発展にとつてとくに重点的な企業並びにその任務をよりよく認識することが出来なかつた。（三）総管理局と《連合》はたがいに連絡のない指令を双方から大企業に与えていた、（四）《連合》はそれにぞくしている収益性のよい企業の利益によつて劣悪な企業の資金を調達していたので、後者には仕事の改善のための物的刺戟が全く存在しなかつた。そしてさういふ企業計画の採用とともに企業は計画の作成、遂行及び統制に対してより大きな責任が負わされるようになったが、その決定は《連合》におおがねばならなかつたので、そこでは単独管理制と個人責任性の原則は実現不可能であつた。そのために一九五〇年十二月二十二日には人民所有工業の再組織にかんする指令が出されて、人民所有の諸企業はその大きさ、空間的狀態、生産的方向並びに国民経済的意義からみて共和国の各省によつて直接管理を必要とする大きさのものはすべて当該各省の総管理局に直屬され、直接管理に移されるようになった。そしてそれらは独立の法人並びに人民財産の法的担い手となつたの

である。また直接管理に移されなかった諸企業は新しく形成された「人民所有諸企業連合」に総括されるようになった。「連合」及び直接管理の各企業の総支配人及び支配人は所轄省の当該総管理局の管理者に直属した。州人民所有諸企業連合（VVO）は解体され、それに総括されていた諸企業で地方以上の意義をもっているものは所轄各省に直属されるか、または上述の「連合」の中に組み入れられるかしたが、そうでないものは「地方人民所有工業」の各機関に組み入れられた。さいごに「自治体経営」は解体され、それにぞくしていた生産的諸企業は純粋の供給・サービス企業と分離されて「地方人民所有工業」の各機関に<sup>4)</sup>組入れられた。

さらに工業の急速な復興発展とともに工業省は廃止され、その任務は新しく形成された冶金・鉱業省、機械製作省及び軽工業省に引渡された。これらの各省のほかには尚工業管理のために石炭・エネルギー国家書記局、化学・石材・土壌国家書記局、及び食料・嗜好品工業国家書記局など独立の国家書記局が新しく形成された。また建築工業は建築省に、薬品工業は保健省にそれぞれ所属された。こうして復興期において大体諸企業の組織構造の統一が実現され、そして「連合」、総管理局、及び省の管理組織の構造が調整されて、ここに工業管理において強力な中央集権制度が確立されるに至ったのである。

(1) 当時これらの総管理局（HT）には就中次のようなもの

——石炭 HV、トネンキール HV、冶金 HV、化学 HV、機械製作及び電気技術 HV、軽工業 HV、石材及び土壌 HV などがあった。

(2) 因みに臨時政府の専門の各省は次のとおりである——外務省、内務省、計画化省、財務省、工業省、農・林省、外国貿易・物材供給省、商業供給省、労働・保健省、運輸省、通信省、建築省、人民教育省、法務省。

(3) *Ökonomik der sozialistischen Industrie in der DDR*, Lehrbuch, 1957, 3 unveränderte Auflage, S. 93-4.

(4) Albrecht, G.: *Zum Staatsaufbau in der DDR*, *Materialsammlung, Volk und Wissen Volkseigenen Verlag Berlin* 1956, S. 138-140.

### 三

五ヶ年計画の時期。SED の第三回党大会で決定された第一次五ヶ年計画の最も重要な課題は平和愛好・民主的ドイツの統一をたたくいとるために、DDR の工業生産力を急速に発展させ、かつ、それによって住民の生活状態を戦前の水準にまで引上げる<sup>1)</sup>ことであった。このような課題を遂行するうえで管理諸機関が解決しなければならない諸問題は、全工業部門の拡張計画の作成及び勤労者のイニシアティブをよりいっそう発展させるための新しい管理方法の採用ということであった。と

ところで第一次五ヶ年計画の初めには経済機関の管理仕事においてつぎのような諸欠陥が明らかとなった。すなわち(一)生産計画が国民経済的要求に依拠しておらず、(二)投資計画の実現デムポは立ちおくれ、(三)計画実施に対する不十分な統制から各生産部門間には不つり合が生じたことなどであった。

SEDの第六回中央委総会はこの欠陥をすみやかに排除するために(а)国民経済計画・企画化仕事の改善並びに投資計画の改善、(b)工業管理仕事のよりいっそうの改善、(c)経済計算制度の採用、金融計画の改善及びマルクによる企業統制の強化(d)、国民経済における物材供給仕事の改善などを決定した。一九五二年三月二〇日には人民所有諸企業において経済計算制度を採用するための方策にかんする政府の指令が出された。この指令によってすべての人民所有企業では経済計算制度が採用されるようになり、それと同時に各企業は固定並びに流動資金に必要なフオンドを受取るようになり、こうして人民所有諸企業は経済的並びに法的自立性を獲得するようになったのである。人民所有諸企業連合は解体され、その代りに《人民所有企業局》ができた。これは法人ではなくて、所轄省に所属したところの一管理単位であった。その最も重要な任務はそれにぞくする諸企業の指導、監督及び統制であって、その管理者はこれらの企業の作業並びに発展に対して総管理局の管理者に責任を負っていた。企業の根本的な問題での指令は所轄省の大臣が総管理局の

管理者にくだされたか或はまた後者によって《人民所有企業管理局》の管理者にくだされたか、そしてこのさいこの管理者によってそれがさらに各企業に与えられるといった指令系統をとっていた。なお閣僚会議長(首相)のもとには国家計画委員会が国民経済の発展のための諸計画の作成並びにその実施の系統的統制のための機関として存在していた。

ところで中央集権化された工業の管理組織が確立されると管理機構並びに管理仕事において中央と地方の国家諸機関の間の調整及びそれらの組織関係がたえず問題になってくる。それ故にすでに一九五一年一〇月四日には《五ヶ年計画の重点任務の遂行にあたっての地方の国家行政各機関の協力にかんする指令》が出されたが、この指令は五ヶ年計画で提起された生産・投資及びその他の重点任務をよりすみやかにかつよりよく遂行しうるために地方の国家行政各機関によって地方の予備をよりよく動員することを要求している。さらに一九五二年七月二十三日の《GDRの各州における国家各機関の構造と仕事の手法のよりいっそうの民主化にかんする法律》によって、国家機構と勤労者のより緊密な結合が保証されえし、それによる県・郡の新しい形成は中央の工業管理機関と地方の国家機関との間の関係を改善した。県・郡にはそれらの議会によって選ばれた各常任委員会があったが、その中にはなかならず《地方工業》委員会があって、地方の人民所有諸企業を指導・管理していた。



また工業各省及び総管理局の管理仕事の改善において大きな意義があったのは《Kolegium》と《技術・科学協議会》の形成であった。前者は一九五二年七月十七日の DDR 政府の《Kolegium》の形成にかんする指令<sup>9)</sup>にもとづいて形成された。それは大臣または国家書記局長官に付属する協議機関であつて、法規定の実施、閣僚会議の決定、国民経済の発展・見通計画の遂行、革新者の方法の採用及び省または下級機関の各部署の管理仕事の改善等々の諸問題について協議することを任務とした。

ところが後者は大臣と総管理局の管理者に付属し、技術的諸問題について彼らに助言を与え技術企画並びに提案を監定し、工業部門の復興計画の作成に参加し、企業の拡張及び立地の配分等の提案をおこなうことを任務とした。第一次五ヶ年計画の最初の数年間に採用された重工業重点政策及び工業の急速な発展とともに中央の管理機関はますます複雑となつていった。すなわち一九五三年一月には機械製作省が三つに分割されたことによつて省と独立の国家書記局の数は一に増加した。さらに中央の管理各機関の仕事を調整するために一九五二年につくられた《工業及び運輸統制・調整局》もあつた。それ故に一九五四年の初めには多くの省と重工業、機械製作、軽工業の各省の国家書記局はふたたび統合された。が一九五五年には機械製作省と重工業省とはまた分離されるようになった。それと同時に

各省の仕事に対する指導・調整及び統制活動をおこなうためにいくつかの常任委員会、例えば《工業・運輸委員会》その他が形成された。このように第一次五ヶ年計画の期間中は管理機構の改善のために工業各省及び国家書記局のたえざる分離・統合がなされているが、それにはまた管理仕事における官僚主義的弊害がたえずつきまどつてきたことを指摘しなければならない。

SED の第四回党大会で W. Ubricht は「省はしばしば公文書体で官僚主義的な仕方<sup>10)</sup>で企業と中央の管理機関を管理して、それは経済・金融計画の遂行のための仕事の改善、節約制度の実施及び経済計算制度の採用または改善にあつて企業に對してなら十分な実務的援助を与えていない」とつうれつに批判している。そして組織的方策のみでは管理仕事を十分に果すことは出来ないであつて、それには教育者的仕事も同時に必要であるといふことを強調している。さらに彼は SED の第二十一回中央委総会で経済計算制度を強化するために価値法則をよりよく利用することを要求しながら、管理者は科学的に基礎づけられた社会主義的管理諸原則にもとづいて労働することが必要であつて、そのためにはとりわけ工業部門経済学の作成が急務であるとのべている。多くの場合省や総管理局の働き手たちは彼らの管理仕事の方法において企業の経営・作業上の自主性と国家による中央集権的管理との関係を誤つて適用していたのである。

一九五六年三月に開かれた SED の第三回党会議は第一次五ヶ年計画において達成された諸成果を確認すると同時にそこにおいて発生した諸欠陥をもベクロした後に、一九五六年—一九六〇年にわたる第二次五ヶ年計画にかんする指令を採択した。

この計画ではとくに最新の技術による国民経済のすべての部門の再装備に、とりわけ工業での生産過程の機械化及び自動化に大きな意義が与えられた。工業ではこの計画中に七時間労働日制が採用されるはずである。第一次五ヶ年計画において工業では大きな飛躍がもたらされたがそれと同時に工業の管理機構もまた大きくふくれあがったのである。それで第二次五ヶ年計画の初めには工業の管理のために八省が——すなわち石炭・エネルギー省、鉱山・冶金省、化学工業省、重機械製作省、一般機械製作省、建築省、軽工業省及び食品工業省があった。それから国民経済発展計画の作成及び実施統制のための機関として国家計画委員会が関係会議に付属していたし、さらに関係会議長のもとに各省の仕事を調整するための工業・運輸委員会があった。また関係会議副議長(副首相)によって管理されていた住民の消費財生産・供給問題委員会及びその他の委員会もあった。このほかに工業に関係のある諸問題は財務省、労働省及び保健省などによってもまた取扱われていた。ところでこれらの各省の大臣には大体次官一名またはそれ以上及び国家書記局長官一名がついていて、彼の常任代理人には国家書記局長官がなつて

いた。各省の大臣には協議機関として「Kollektium」及び「技術・科学協議会」のほかになおいくつかの特別の助言機関が付属していた。彼にはさらに中央の各職務課が、例えば計画課(または計画調整課)、資材課(または資材供給課)、財務・原価課、販売課、労働課、調査・発展・構成課、幹部課、法務課、生産課などが所属していた。これららの各職務課は根本的な問題でなら指令権をもたなかったが、所轄省の大臣の指令の実施にあたって総管理局に対して指導と援助を与えかつ統制したし、大臣の指令にとっての基礎の作成その他の仕事をなした。

省のもとには総管理局(1)があつて、それは所属の諸企業及び諸施設(例えば研究所、専門学校その他)の直接指導と統制をおこなっていた。総管理局の管理者にはそれに総括されている諸企業の各職務課——例えば労働課、計画課、資材供給課、財務課、職業教育・養成課などが直属していて、それらにはさらにそれぞれの各部署が付属していた。だがいづれにせよそれらに対する根本的な問題での指令権は総管理局の管理者だけにあつて、彼は所属の諸企業に対して責任があつた。なお管理組織の中間環としては既述の「人民所有企業管理局」があつた。また軽工業省では一総管理局に「工業部門管理局」が付属し各企業はそれに応じた「工業部門管理局」に総括されていた。総管理局の管理者には協議機関として「技術・科学協議会」及び「活動家委員会」が付属していた。

各企業ではその管理者として企業支配人<sup>(27)</sup>があつて彼はその企業  
 の全作業に対して責任があつた。また企業の生産部門の管理  
 者の任務は生産のすべての技術・組織的準備の諸方策が中央管  
 理諸機関によつて解決されない限り、生産の直接的組織のため  
 のすべての前提をつくり出すことであつたし、そして職長は生  
 産現場での管理者として従業員を生産現場で組織し、そこでお  
 こつたすべてのことに対して責任があつた。ところで中央管理  
 の人民所有工業諸企業の管理仕事の改善と企業の経営・作業  
 上の自主性の強化のための政府の重要な方策は一九五五年二  
 月八日の〈大臣、総管理局の管理者、中央管理の工業諸工場  
 の管理者の権限の拡大にかんする決定〉であつた。DDR 政府  
 のこの決定によつて工場管理者は企業技術的変化、計画上の  
 ささいな変更、そして資金計画の範囲内での職場計画の変更な  
 どをなすようになった。また一九五六年には企業の管理者  
 は投資計画による以外に投資信用を受取るようになったし、さ  
 らに一九五七年には流動資金の自由処分にかんしてより大きな  
 自主性が付与された。DDR 政府のこれらの一連の諸方策はと  
 りわけ工場管理者の権限の拡大にとつて及び中央の管理諸機関  
 における管理の官僚主義的やり方の除去にとつて大きな意義が  
 あつたのは云うまでもない。

(1) 拙稿〈ドイツ民主共和国における経済的諸問題〉(朝鮮  
 文) 社協学報第四号を参照。

ドイツ民主共和国における社会主義工業管理制度の発展について 第八十四卷 五三 第一号 五三

- (2) Lennitz, A., *Die Neue Aufgaben in der Wirtschaft in der DDR*, Dietz Verlag Berlin 1952, S. 19~21.
- (3) Vgl., *Zur ökonomischen Politik der SED und der Regierung der DDR*, 11. Juni 1945 Bis 21. Juli 1955, Dietz Verlag Berlin 1955, S. 109~123.
- (4) この法律に基づいて一九五二年七月二十四日には〈県の国家機関の構造と仕事の方法にかんする指令〉と〈郡の国家機関の構造と仕事の方法にかんする指令〉が出された。
- (5) 〈地方工業〉には県または郡会議に所属している地方の人民所有諸企業及び私的諸企業が含まれるが、前者についてだけみるとそれらは県または郡会議に附属する〈地方経済課〉によつて管理され、そして下級機関での〈地方経済課〉は上級機関での対応の課によつて指導を受けていた。また中央の国家機関として〈地方経済国家書記局〉が地方の人民所有諸企業の政治的並びに経済的指導にあつていた。

(6) 〈Kollektivum〉は議長として大臣または国家書記局長官、メンバーとして各国家書記局長官、最も重要な総管理局・総務課・中央の各課などの管理者および有能な働き手、すぐれた科学者及び技術者などによつて構成され、その会議には労働組合の幹部議長、企業の支配人、人民所有企業管理局の働き手、すぐれた科学者及び実践家などが参加

した。《Kollegium》の決定は大臣の指令によって実施されたが、成員との間に意見の相異が生じた場合は閣僚会議に報告の義務があり、そこで他の成員でも同様の権利が与えられた。Vgl. Alfrecht, G. aao. S. 188~189.

(7) 《技術・科学協議会》は科学者、《中央調査・技術作業班》の長及び工業の権威ある代表者たちから成っていた。

(8) これについてはとくに前掲拙稿を参照。

(9) über den Weiteren Aufschwung der Industrie, des Verkehrswezens und des Handels in der DDR, Berlin 1954, S. 12~13.

(10) Ullrich, W.: Die Durchführung der Beschlüsse des IV. Parteitages der SED und die Aufgaben nach den Volkswahlen, Vorwärts, Berlin 1954.

(11) 例えば化学工業省のもとには重化学総管理局(HV)、無機化学 HV、一般化学 HV、化学・技術生産物 HV などがあつた。

(12) 大企業の支配人には、彼の代理人として (a) 技術管理者

部、(b) エネルギー委員部、(c) 企業・災害保護部が所属して  
59° Thamm, J. aao s. 35, Kloss, H.: Struktur der  
Leitung der sozialistischen Industriebetriebe, S. 57~  
76.

#### 四

現在の時期。一九五八年二月以後國家機構並びに經濟管理組織においては根本的な改革がおこなわれるようになるが、すでに前年にはそのための重要な準備的諸方策が講じられている。

すなわち一九五七年一月三〇日の人民議會によって決定された

《地方の國家權力諸機關にかんする法律》及び《地方人民議會の  
ortliche Volksvertretung に対する人民議會 Volkshammer

の権利・義務にかんする法律》がとくに問題である。これらの法律によって地方の國家權力諸機關はさらに強化され、中央と地方の國家權力各機關はより一層緊密に協力し合えるようになった。地方(原または郡)の各會議は閣僚會議及びより上級の

會議に從属すべきことが明記され、こうしてそれらの各専門機關及びそれらに所屬する諸企業並びに者植設の統一内管里が保

えられた。

一九五七年七月の SED の第三回中央委総会是国家機構の簡單化と国家機構の働きの仕事の仕方の変化にかんする W. Ulbricht の報告を承認するともに、それに対するテーゼを決定した。いまこのテーゼを簡単に紹介すれば次のとおりである。すなわち(a)社会主義建設の發展は国家機関の仕事のより高い質を要求している。そこでは民主主義的中央集権主義の原則が一貫して利用されるべきである。(b)中央の計画化の質は決定的に改善されねばならない。(c)げんざい企業を直接に指導している工業各省または県会議の各機関は一般に「人民所有諸企業連合」(VVB)の性格をもった自主的な作業管理に改変されるべきである。(d)地方の各人民議会並びに会議の責任性を高めねばならない。(e)各省の仕事は計画化や財政などの根本的な諸問題、工業部門経済学、科学・技術的進歩、革新者運動の問題、幹部の問題及び諸決定の実施統制などに集中するべきである。(f)中央と地方の国家機構の働きの仕事は政治的並びに専門的任務を十分に遂行しうるよう改善されねばならない。

こうして一〇月にひらかれた(四)の第三回中央委総会ではこれらのテーゼに対する広範な人民大衆の審議を総決算して国民経済管理の根本的改革にかんする提案が作成された。それは第三回の人民議会に提出され、そこで一九五八年二月一日付《DDR》における国家機構の仕事の完成と簡單化にかんする

法律》として採択され、ここに経済管理の根本的改革のための最も重要な法的基礎がつくり出されたのである。この法律の前言には就中次のように記されている、すなわち「DDR における政治的並びに経済的發展のげんざいの状態及び社会主義建設のよりいっそうの任務はかくして国家機構の仕事の深遠かつ包括的な改善と簡單化を必要ならしめる」と。国家管理の質の向上及びその仕事のたえざる改善によって勤労者を国家的任務と管理に広範に引入れ、彼らのイニシアティブを十分に展開させるための諸条件をつくり出すことは最も差迫った問題であった。

ところでこの改革によってとりわけ国民経済の個々の部門並びに部面の計画化が総合的かつ地域的になされ、国家計画の範囲内での企業の作業・経営上の自主性がより一層強化され、そして工場管理者の個人責任性がさらに高められるようになった。国民経済の計画化並びに管理のための、及び計画の実施統制のための閣僚会議の中央機関である国家計画委員会の仕事が著しく強化された。

すなわちそれは国民経済發展の見通計画及び年度計画の草案を作成し、国民経済の均衡的發展及び最も重要な国民経済上の任務の総合的かつ地域的調整に対し責任を負うばかりでなく、それはまた県の《経済会議》の援助のもとに地方の国家機関に從属する諸企業並びに諸施設の活動における中央の経済的任務の遂行を保証し、科学・技術的發展の計画化に責任を負い、そ

して技術・科学及び経済の各分野での国際的協力を組織する。国家計画委員会の各課は《人民所有諸企業連合》の経済活動の計画化、指導及び統制をおこなう任務があるし、《連合》が自主的に解決しえない限りで計画実施の根本的問題を決定する。

閣僚会議に付属していた《経済会議》と、鉱山・冶金省、化学工業省、石炭・エネルギー省、重機械製作省、一般機械製作省、軽工業省、食料品工業省、労働・職業教育省、地方経済国家書記局及び閣僚会議付属の建築評議会は解体され、そしてこれらの任務は原則として国家計画委員会によって果されるようになった。総管理局もまた解体された。建築省は建設省に再編成されたし、最も重要な建築材料の諸企業は建設省に所属する《人民所有諸企業連合》に総括された。それから閣僚会議のもとには新たに労働生産性、労働力、労働保護、賃金政策及び労働の権利などの根本的諸問題に対して責任をもつ《労働・賃金委員会》がつけられた。このようにして中央管理の人民所有工業諸企業管理機構は国家計画委員会↓人民所有企業連合↓企業というふうに著しく簡単化された。これまでに七六の中央管理の《人民所有諸企業連合》(VVB)が形成されているが、それらを各部門別にみると石炭・エネルギーでは五、鉱山・冶金六、化学工業七、機械製作三四、建設五、軽工業一三、そして食料品工業六となっている。

ところでこれらの《連合》の形成は「復興期」において存在

したもののたんなる復活を意味するのではなくて、むしろそれは企業の作業・経営上の自主性をより一層高めることを目的として新たに形成されたのである。《連合》には、それに所属する諸企業並びに諸施設に対する作業上の指導をおこなう任務のほかにさらに工業各部門の仕事の調整及び物材供給のための任務があるがしかし物材・技術供給計画の遂行は直接に企業自体によってもなされるようになったのである。工業各部門の生産物の販売は当該《連合》の販売諸機関によってなされるが、若干の諸資源と燃料、例えば金属、石炭、化学製品、繊維、皮革資源、セルロース・製紙工業用原料、木材などの分配、及び機械製作工業での協業の複雑な諸問題を解決するために九つの中央の供給・販売諸組織がつけられた。これらの組織はこれまで電気エネルギーの分配、鉱物性油並びに金属の供給のために存在していた諸組織とともに国家計画委員会の特別の課に所属するようになった。さらに各《連合》間及び各企業間の直接供給も大いに発展しているが、一《連合》に所属している諸企業間及び県または郡に所属している諸企業間の協業は原則として諸企業自身による長期契約の締結の方法によっておこなわれるようになった。

つぎに以上述べたような中央の管理機構の簡単化及び国家計画委員会の仕事の強化とならんで、地方の国家権力諸機関にはその管轄領域での国家経済的任務に対し完全な責任が引渡され

たことによつてそれらは著しく強化された。管理機構の改革によつて一四の県とベルリンにはそれぞれ県会議付属の《経済会議》(Wirtschaftsrat)が、そして郡には郡会議付属の《計画化委員会》が新しく形成された。《経済会議》は県における国民経済的任務の計画化と統制のための県会議の一機関でもあり、また国家計画委員会の一機関でもある。そしてその議長には県会議の副議長がなるが、彼と彼の代理人の任命またはひ免には国家計画委員会の承認が必要となっている。《経済会議》は県の領域における国民経済の発展のための見通計画及び年度計画案を作成し、県管理の《人民所有諸企業連合》(VVB-B)、諸企業及び諸施設の管理に対して責任を負う。それはさらに郡会議付属の《計画化委員会》を指導・統制し、中央管理の経済の発展と、県管理の経済並びに地方経済の発展との調整を保証する。このような諸任務をよりよく遂行しうるためにそれには中央管理の経済諸機関と諸企業に対して一定の決定・統制権が付与された。こうして経済管理においては中央と地方の経済管理各機関の關係がより一層緊密になつたばかりでなく、国民経済の地域的綜合計画化への移行もまた可能となつたのである。県会議附属の《経済会議》のもとの《人民所有諸企業連合》及び《管理諸企業》の形成にあつては、原則として中央の各《連合》の形成の場合におけると同様部門別になされてはいるが、しかし、一《連合》に包括さるべき同一部門の企業数が少ない場

合には同族生産の各部門の諸企業をもそれに含めてはいる。こうして以前中央管理のもとにあつた一九三三の諸企業が地方の各機関に引渡されることになつてはいるが、一九五八年六月五日までにはすでに五三九の諸企業がこれらの機関に引渡された。一二の県では《人民所有諸企業連合》(VVB-B)が形成されたし、それには二四〇の諸企業が(このうち一二五は以前中央管理の諸企業であつたし、あとの一二五は郡の諸企業であつた)総括された。しかしすべての県において《経済会議》のもとに《連合》が形成されたのではない。したがつて例はえ Halle ではその経済的構造からして《連合》をつくる必要がなかつた。ここでは工業の統一的管理を可能にするために《県管理工業課》が創設されたのであつて、その任務領域は(1)地方工業、(2)手工業及び私的工業に分けられ、それには二三の諸企業が八つの工業グループに、すなわち家具工業、製材所工業、皮革製品工業、染器工業、文化財工業、家庭用化学工業、基礎資材工業及び機械製作に分類されて所屬された。

郡会議付属の《計画化委員会》についてみれば、それはもちろん郡会議の一機関である、がしかしそれはまた同時に県の《経済会議》にも従属している。それは郡の発展の計画化、計画の統制及び実施に責任を負うていて、とりわけ郡管理工業、交通及び公營事業の計画化と管理にとつての、並びに地方管理経済のすべての部面にとつての労働力の計画化及び職業教育に

責任がある。それはまた郡内のすべての企業とその他の必需品生産者のために物材供給の計画化及び制当の分配に対し責任が負わされている。郡では同一部門の諸企業の管理活動を助けるために《管理企業》がつくられるが、しかしそれは郡会議の当該の専門機関に所属するようになっている。こんど新たにつくられるはずの二二二の《計画化委員会》のうちで、一九五八年六月五日までに承認されたものは一八七のみであり、またその議長には二一〇人が確認されただけで、その組織上の立ちおくれがとくに指摘されている。

以前工業各省の大臣に所属していた《Kollegium》は国家計画委員会の各課に所属するようになった。中央の《連合》のもとには《術技・経済会議》が新たに形成されるようになり、それには県会議によって派遣された代表者が参加し、二つの重要な任務を果さなければならない。すなわち一方では中央の《連合》または諸企業の仕事及び県の発展が一致するように注意し、他方では彼は地方機関の働き手として全国家的利益を守らなければならない。彼はまた中央管理の工業と、県または地方工業との間の協業の問題を説明しなければならない。

こんどの改革によって生じた重要なことは経済管理において労働組合と民族戦線の役割が非常に強化されたということである。すなわち自由ドイツ労働組合（FDGB）の代表者は国家計画委員会、その各課に付属する《Kollegium》及び《連合》に

付属する《技術・経済会議》に加わっているし、その県幹部議長は《経済会議》の成員である。彼はとりわけ《経済会議》、自由ドイツ労働組合、工業労働組合の間の緊密な結合をうち立てる任務をもっている。また県の幹部会ではあらかじめ《経済会議》で計画の作成にたずさわっている者や工業労働組合の代表者とともに《経済会議》において取扱われるべき計画案が討論される。《経済会議》は企業の指導にあたって企業の管理及び計画のすべての問題を企業労働組合の管理部並びに企業の労働組合諸機関と協議する義務がある。また企業の管理者は計画の作成と実施にあたって生産評議会や企業で組織されている経済会議（Wirtschaftskonferenz）における諸成果を綿密に考慮しなければならない。なぜなら多数の勤労者がこれらの会議に参加して、そこでは労働方法の改善や新技術の習得や革新者運動並びに競争の組織など極めて重要な諸問題が実践を通じて現実的に討論されているからである。ここでも労働組合は組織的役割を演じている。つぎに県または郡の経済計画化と管理に広範な住民層を強力に参加させるために、《経済会議》は県の社会主義建設の問題で民主ドイツ民族戦線の県委員会と協議しなければならない。こうして国民経済計画の作成及びその実施にあたっては直接に生産の場におけると同時に居住地域においても勤労大衆の強力な協力がえられるようになったのである。



さてさいごに結論として以上において述べたことを要約しよう。すなわちこんどの経済管理組織の根本的改革によってとりわけこれまでにならな必要な中間環が取除かれ、そして管理が生産基礎（企業）に著しく接近された。このことは中央の諸機関による企業発展の見通がより明確になったことを意味する。それから管理諸機関の権限分界が明確となってそれらの責任性が大いに高められ、中央と地方の国家諸機関の間の関係がより一層緊密化されかつ改善された。すなわち国家計画委員会は全国的見地から国民経済発展の見通並びに年度計画を作成し、その実施を統制する。したがってここでは計画化の仕事と実施統制並びに管理の仕事が結合されていて、このことは国家計画委員会が根本的問題での系統的な管理にのみ集中することとを可能にした。《経済会議》は県における社会主義建設の最も重要な根本的な問題に集中するし、個別的問題の決定及び計画遂行での作業上の管理は郡の《計画委員会》にまかされる。このようにして国民経済の地域的綜合計画化への移行が可能となったのである。したがって要するにこんどの国家機構並びに経済管理組織の改善においては社会主義的國家・経済管理の基本原則である民主主義的中央集権主義が最も効果的に作用しようような、そして、レーニンのいわゆる「現存の勤労者全体を結合して、時計のような正確さで働く一つの経済機関とする意志の統一」のもとに、勤労大衆の活動性とイニシアティブを最

大限に發揮しようような諸条件がつくり出されたということである。

- (1) この法律の規定に依れば地方の各議会は県市郡、地方郡市郡、都市、市町村での最高の国家権力機関であって、それはその会議のなかで執行機関として地方の各会議 (Rat) を選出する。
- (2) 《Neues Deutschland》 57, 7, 21. Dokumentation der Zeit 5, April 1958, Heft 163, S. 25.
- (3) Gesetz über die Vervollkommnung und Vereinfachung der Arbeit des Staatsapparates in der DDR 11, Feb. 1958.
- (4) *Fünfsen und Buchführung der Sozialistischen Wirtschaft* 1958, Heft 17, F. 488.
- (5) これは《連合》(VVB—B)とは別に県または郡における同一経済部門の諸企業に対する管理活動の助成のためにつくり出されたものである。
- (6) W. Ubrichtによれば県の《経済会議》に引渡されるべき中央管理の諸企業は約五六五であって、その中には一九のエネルギー・ガス諸企業、七の鉱山・冶金工業諸企業、五八の機械製作諸企業、三二四の軽工業諸企業、九九の食料品工業諸企業、二三の建築及び建築資材工業諸企業などが含まれている。Ubricht, W., *Die Entwicklung des*

*deutschen Volksdemokratischen Staates 1945-1958*, Dietz  
Verlag Berlin 1958, S. 569.

- (7) 《Halle-Saale 県での経営会議の形成の例と任務》 *Sozialistische Demokratie*, Berlin 4, April 1958. の附録。
- (8) *Neues Deutschland* 17, 6, 58.
- (9) *Demokratischer Aufbau* Berlin, 1, 4, 1958.
- (10) ソーミン全集第二七巻大目録頁二一五頁。